

城下町  
出石

# 伝建 かわら版



平成19年8月10日発行 編集／豊岡市教育委員会（文化振興課：TEL0796-23-1160、出石分室：TEL0796-21-9029）

## 伝建地区保存計画決定!!

伝建審議会から答申、原案のとおり決定

豊岡市教育委員会は、7月24日に豊岡市出石伝統的建造物群保存地区保存計画を決定しました。

この保存計画では、地区名称、範囲のほか、保存地区の歴史的風致を保存するための基本的な考え方や方向、歴史的風致を保存するため特に必要な物件（特定物件）の明示、修理・修景・許可を行う際の基準など、保存地区にとって大変重要な事項を定めています。

保存計画は1月25日に豊岡市長及び教育委員会が伝建審議会（豊岡市伝統的建造物群保存審議会）に諮問<sup>1</sup>され、それに基づいて伝建審議会が5回にわたって審議を行いました。そして伝建審議会は、7月24日に開催された第5回伝建審議会において保存計画をまとめ、同日に伝建審議会会长（田中純一会长）から市長及び教育委員会に答申<sup>2</sup>を行いました。その後に行なわれた教育委員会において、伝建審議会の意見を尊重して、原案のとおり保存計画が決定されました。

市及び教育委員会は、今後この保存計画に沿って、住民のみなさんとともに力を合わせながら、出石城下町の町並み保存によるまちづくりを行っていきたいと考えています。



「保存計画に沿ったまちづくりが行われ、保存地区が発展することを期待します」との言葉とともに、伝建審議会の田中純一会长（左）から教育委員会久本良光委員長（右）に答申書が渡されました。  
(7/24 福住地区公民館)

## 国に「重要伝統的建造物群保存地区」の選定申し出を行いました

教育委員会は文部科学大臣に対し、8月1日付で「豊岡市出石重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）」の選定申し出を行いました。

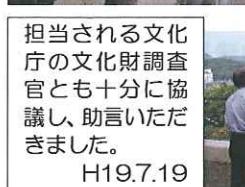
国の重伝建地区に選定されると、修理・修景事業のほか、市が行う防災事業などに対して、国県の経費補助が受けられるようになります。

今後は文化庁において審議会の開催、委員の現地視察などが行われ、順調にいけば12月に選定の決定を受けられます。

このたびの申し出で選定が決定されれば、全国で80番目の地区として、全国の重伝建地区的仲間入りとなります。



文化庁の文化財主任調査官と県教育委員会文化財室職員から重伝建の選定に向けて助言いただきました。  
H19.6.18



担当される文化庁の文化財調査官とも十分に協議し、助言いただきました。  
H19.7.19

<sup>1</sup> 諒問：一定の機関や有識者に対し、ある問題について意見を尋ねること。

<sup>2</sup> 答申：官庁や上役の問い合わせに対して意見を申し述べること。

# 伝建地区保存計画

の概要をお知らせします

このたび決定しました保存計画（豊岡市出石伝統的建造物群保存地区保存計画）について、その概要を掲載いたします。

## 1 保存計画の基本事項

### (1) 保存計画の目的

この保存計画は、出石城下町の景観を保存するとともに、「まちづくり」に活用することにより、保存地区の生活環境の向上と文化環境の発展に資することを目的とします。

### (2) 保存地区の名称・面積・範囲

保存地区の名称：豊岡市出石伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約 23.1 ヘクタール

保存地区の範囲：概ね、出石町材木、魚屋、内町、  
八木、本町、宵田(町分地区を  
除く)、田結庄のほぼ全域  
(別図のとおり)

## 2 保存地区の保存に関する基本計画

### (1) 保存地区の沿革

慶長 9 年 (1604) ごろ、当時出石藩主であった小出吉英が山麓に出石城(平山城)を築城。明治 9 年の大  
火により城下町の 3 分の 2 を焼き尽くすが、新たに  
出石郡役所、弘道小学校などが整備されるとともに、  
製糸・絹織物・出石焼などの産業発達により復興して  
いきました。その後、鉄道のルートから外れたこと  
により近代産業の波から取り残されますが、  
同時に歴史的な町並みが残されることとなりました。



### (2) 保存地区の現況

これまで歴史的建造物を指定文化財に指定して保  
存してきました。昭和 62 年には、兵庫県の「景観の  
形成等に関する条例」に基づき景観形成地区の指定  
を受け、町並みを保存整備。平成 12、13 年度に伝統  
的建造物群保存地区保存対策調査を実施。今なお伝  
統的建造物が多く残り、歴史のおもむきを形成し  
ています。

### (3) 保存地区の特性

江戸時代の城下町の街路構成がよく継承されており、中心部では道路の幅員も当時のままであります。明治 9 年に大火に見舞われ、城下町の建物の 3 分の 2 が焼けてしましましたが、江戸時代の伝統を引き継いだ建造物が一齊に建築された結果、出石固有の町並みが形成されています。

### (4) 伝統的建造物群の特性

出石城下町の町並みは町家を中心であり、一部で表面的な改変が見られるとはいって、建造物の約 4 割が概ね昭和 30 年頃までの伝統的建造物としての特徴を残しています。

また保存地区にはこれに加え、武家屋敷、神社、寺院、酒蔵、近代洋風建築である旧郡役所(明治館)や旧出石郵便局、辰鼓楼、近代化遺産の織物工場など多様な建造物もよく保持されており、歴史的景観をより豊かなものにしています。



### (5) 保存の方向

保存地区内の住民や地区外居住者、行政、町並み保存やまちづくりの専門家などが協力支援体制を築き、町並みの保全を図るとともに、魅力や活気に溢れた保存地区を創出します。

### (6) 保存の内容

① 伝統的な建築物、門、堀など(ただし、所有者の同意を得たもの)については、修理して保存していくこととします。(=修理事業)

② その他の建築物や工作物などを建替えや修理する場合は、伝統的建造物の特徴を備えて町並み景観の向上が図られるものになるよう誘導します。(=修景事業)

③ その他の建築物や工作物について、修景することが困難な場合も、最低限歴史的なおもむきを損なわない外観にしていただきます。(=許可制度)

### 3 歴史的風致を保存するため特に必要と認められる物件の決定

#### (1) 伝統的建造物

- ① 建築物は、伝統的な特長をよく現していると認められる物件。位置及び範囲は別図のとおり。
- ② 工作物は、伝統的な特徴をよく現していると認められる堀、石垣などの物件。位置及び範囲は別図のとおり。

#### (2) 環境物件

伝統的建造物群と一緒に歴史的なおもむきを形成している物件。位置及び範囲は別図のとおり。

<別図>



彩色されている部分が伝統的建造物及び環境物件。

- 赤線の囲み：出石伝統的建造物群保存地区範囲
- |             |               |
|-------------|---------------|
| ■：町屋主屋、離れ   | <伝統的建造物（建築物）> |
| ■：寺社、武家屋敷など | <伝統的建造物（建築物）> |
| ■：土蔵        | <伝統的建造物（建築物）> |
| ■：堀、石段など    | <伝統的建造物（工作物）> |
| ■：樹木、庭園など   | <環境物件>        |

### 4 建造物及び環境物件等の保存整備計画

#### (1) 保存整備の方向

修理、修景に際しては、地区住民の理解と協力のもと、住民と市、あるいは住民同士が連携して保存整備を進めます。

#### (2) 伝統的建造物等

伝統的建造物の修理は、修理基準に基づいています。

環境物件についても、修理基準に基づいて保全、復旧します。

※修理基準は概ね伝建かわら版第6号に掲載したとおりです。

#### (3) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物の新築、増改築などにおいては、修景基準を満たすよう誘導します。

また、修景基準を満たすことが困難な場合においても、「歴史的なおもむきを損なわない外観」とするため、最低限、許可基準を守っていただきます。

※修景基準、許可基準の内容は、概ね伝建かわら版第6号に掲載したとおりです。

種類	最低限守るべき基準	補助金が受けられる基準
伝統的建造物である建築物・工作物	許可基準 (歴史的なおもむきを損なわない)	修理基準 (復原修理)
環境物件		
その他の建築物・工作物		修景基準 (伝統的建造物の特徴を備える)

### 5 必要な拠点施設及び設備並びに環境の整備計画

#### (1) 拠点施設等

各種情報の発信、見学者などとの交流、調査研究などを行う拠点として、既存施設の活用を図るとともに、その充実に努めます。

#### (2) 防災計画策定及び防災施設等

防災体制を強化するため、保存地区の総合的な防災計画（仮称 豊岡市出石伝統的建造物群保存地区防災計画）を策定します。

#### (3) 環境の整備等

建築物等に設置する広告、看板については、兵庫県の「屋外広告物条例」に基づく第2種禁止地域の基準を遵守するとともに、保存地区の歴史的なおもむきにふさわしいものとします。

#### (4) 周辺地区との連携

保存地区の周辺には、伝統的建造物が数多く点在し、歴史的なあじわいを形成していることから、文化財保護法による文化財建造物の指定や登録有形文化財制度を活用し、その保護、連携を図ります。

### 6 建造物及び環境物件に係る助成措置等

#### (1) 経費の補助

保存計画に基づく事業に対し、別に定める「豊岡市補助金等交付要綱」により必要な補助を行います。

#### (2) 技術的援助

保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理、現状維持、復旧及び修景等に係わる設計相談等必要な技術的援助を行います。

## 伝建制度にかかる補助金交付内容を決定しました

豊岡市は「**豊岡市伝統的建造物群保存地区保存事業費補助金**」を交付するために、7月31日に豊岡市補助金等交付要綱を改正し、同日に告示しました。

内容はこれまでお知らせしていたとおり（右表のとおり）です。

市が行う手続きでは、まず国に補助金交付申請を行い、補助採択を受けた物件に対し、市から補助金を交付します。

そのため、毎年決められた日までに申請を行う必要がありますが、修理・修景内容の調整や基本設計書の作成など、事前に打ち合わせを行う必要があります。

**新築、増改築など（修理・修景事業）を行う予定がある方は、できるだけ早い段階で教育委員会に相談されますようお願ひいたします。**

事業の種類		補助対象となる経費		補助率	補助限度額
<b>（保存することに同意された物件） 特定物件</b>	<b>伝統的建造物の修理</b>	<b>建築物の外観修理</b>	<b>修理基準に基づき、外観を修理するためには要する経費</b>	8/10以内	800万円
		<b>工作物の修理</b>	<b>修理基準に基づき修理するためには要する経費</b>	8/10以内	300万円
	<b>環境物件の復旧</b>	<b>樹木、庭園等の復旧</b>	<b>修理基準に基づき復旧するためには要する経費</b>	8/10以内	50万円
<b>その他の物件</b>	<b>伝統的建造物以外の建造物等の修景</b>	<b>建築物の外観修景</b>	<b>修景基準に基づき外観を修景するためには要する経費</b>	6/10以内	600万円
		<b>工作物の修景</b>	<b>修景基準に基づき修景するためには要する経費</b>	6/10以内	200万円

※建築物の補助対象経費には主要構造材を含みます。

※設計費、監理費も補助対象経費に含みます。

### 地区の歴史紹介～田結庄区～

山名氏が有子山城の城下を開いた時、当地に山名氏重臣の田結庄氏の屋敷があったことが町名の由来という。文化7年（1810）の城下絵図などによると、道の中央を幅4尺の川溝が流れ、内町以下5町の溝水を集め出石川に通じていた。このため大雨のときに溢水しやすく、町内では敷地を1尺ほど嵩上げしていた。文政2年（1819）出石藩は生糸の専売化を図って産物会所を創設、八木町豊町との交差点北東角、鍋屋の跡地に同会所を設置している。真覚寺の山門は口碑によると出石城奥御殿の門を移築したものという。



伝建審議会 坂本典三郎 委員さんから一言！

伝建地区の中で、城跡以外で江戸期の跡地として残っているのは、但馬銀行出石支店の場所です。出石藩産物会所が置かれていた所で、明治11年出石国立第55銀行となり現在に至っています。八木通りは見通しのできない弓なりの道であり、柳形通りは馬出しの為の道であります。家屋の造りも大事ですが、歴史的な説明が出来る町作りも大切な事だと思います。

出典：「兵庫の地名I」（平凡社）

**建て替え  
取り壊し**

などされる場合は、早めに  
教育委員会へ相談を

増改築、修理、改修などで補助金交付を受ける場合には事前に相談していただく必要がありますが、建物の外観が変わるのは**補助金交付を受けずに行う場合でも許可が必要です（取り壊しの場合でも許可が必要です）。**

予定があれば、早めに教育委員会までご連絡願います。

教育委員会からの“風”

やっと文化庁へ重伝建選定申出書の提出ができました。やれやれこれでひと段落。。。と言いたいところですが、伝建制度はこれから始まります。「修理・修景基準の詳細は？」、「設計士や大工さんの選択方法は？」、「空き家対策や防火対策は？」、「国県補助金申請の優先順位付け方法は？」、「修理・修景技術やまちづくりの学習方法は？」などなど。課題は満載！住民の皆さんも私たちも休む暇はありません(笑)。しかし、考えようによつては課題が多いというのも楽しいことです。何十年後かに“できあがったまち”に住むことより、理想を求めてまちをつくっていくの方が、ひょっとしたら幸せかもしれません。話し合って、知恵を出し合って、楽しみながら共に未来を描いていきましょう！ M2